

平成31年度
在宅障害者多機能支援施設
ラボラーレ(桃生)事業計画書



みんなの「生きる」を
社会福祉法人

社会福祉法人ふれあいの里

平成31年度ラボラーレ（桃生）事業計画

1.はじめに

平成31年度は、職員としての基礎・土台をもとに、職員の共有をより図りながら引き続き人材育成に力を注ぎ、ご利用者様のニーズにあったサービスの提供・サービスの質の向上、働き方改革に伴う働き甲斐のある衛生的な施設環境をさらに推進していきます。

また、課題でもある就労支援収入の増をはかり、平均工賃額一人当たり1万5千円以上を目指すことに加えて、利用者のA型事業所及び一般企業への就労並びにその後の定着支援もサポートし、根拠をもって各種加算を積極的に算定していきます。

また、利用者やその家族からの活動内容や利用時間、送迎など様々なニーズにもできるだけ応えられるように、柔軟な体制で臨んでいきます。

2. 施設理念

当施設の名称である「ラボラーレ」とはラテン語で『働く』という意味です。関わる全ての皆様、ひとりひとりを大切に、個々の能力や得意な事を活かし、ひとりひとりに役割があることを理解しあい、役に立っていることを感じ、互いに向上できる環境をサービスを通して確立していくこととする。

3. 施設経営方針

在宅障がい者多機能支援施設ラボラーレは、関係法令を遵守するとともに『法人経営理念』の『参加』・『創出』・『生活』・『安心』・『安全』を基本に、利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立った個別支援計画を作成し、適切且つ良質なサービスを提供できるように努めます。施設を利用することにより、利用者の社会的孤立感の解消、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図って参ります。

また、これまで以上に地域への社会参加を積極的に図っていく方針で参ります。

4. 施設サービス基本計画

施設サービス 基本計画	<p>(1) ご利用者様の<u>個性を尊重したその人らしい生活を</u>過ごして頂くため、<u>アセスメントシートを適切に活用し、ご利用者様との日頃の関わりを大切にその中で得る『気づき』</u>をひとつひとつ形にできるサービスの提供に努めます。</p> <p>(2) 地域福祉の拠点としての自覚を持ちご利用者様、家族、地域住民、団体、公共機関との交流の機会と交流を深め、<u>繋がりを築き、互いに成長する施設を</u>目指し努めます。</p> <p>(3) 職員が、<u>得意を活かし能力を発揮できる役割を</u>設け、<u>職員のチームワークを</u>築くことでサービスの質の向上へ繋がられる体制を整備する。また<u>職員相互の連携を確立しやり甲斐や達成感を感じながら楽しく業務へ望む環境</u>こそがサービスを受けるご利用者様にとって<u>最良のサービス</u>であることを念頭に業務へ努めます。</p> <p>(4) <u>挨拶、笑顔、5S（清掃・清潔・整理・整頓・しつけ（習慣））</u>の取り組みで誰もが安心して活動できる施設づくりに努めます。</p>
------------------------	---

5. 事業営業日、営業時間及び事業実施地域

- (1) 営業日 月～金曜日（祝祭日も実施）
※12月29日～1月3日まで休み
- (2) 営業時間 午前8：30～午後5時30分
- (3) 実施地域 石巻市、登米市、東松島市、他（一部地域を除く）

6. 職員の定数及び配置状況

職名	施設長	サービス管理 責任者	看護師	生活支 援員	職業指 導員	目標工 賃達成 指導 員	機能訓練指 導員(嘱託)	非常勤 医師
定数	1名	1名	1名	13 名	1名	1名	1名	1名

※常勤換算数ではなく現員表示

7. 職務分担及び職務の内容

- ・社会福祉法人ふれあいの里「就業規則」に基づき下記の業務を分担し、より良いサービス体制を構築する。

施設として、部門として、すべきことを明確にするため下記の職務分担表を作成する。

職 種	氏 名	業 務 内 容
施設長	萬代 美保	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会決定事項の執行 ・施設運営管理の統括に関すること 人事、給与、サービス、勤務、研修、出張 所属職員の指揮監督 職員の目標管理、評価、人事考課 契約に関すること 法令等の遵守義務の周知徹底 防火、防災、災害時管理（防火権原者） 庶務、補助金事務、契約に関する業務のとりまとめ 法人各事業所間の連携 施設敷地・建物設備・固定資産の管理 衛生管理 苦情に関する業務 ・会計管理ならびに法人会計・施設会計業務 ・関係諸機関との連絡調整 ・補助金、契約に関する業務の管理、とりまとめ ・サービス内容と実施にかかる管理 ・利用者の生活支援・職業訓練指導・就労支援に関する業務の統括 ・関係諸機関との連絡調整 ・生活支援・職業訓練指導・就労支援に関する業務、管理 ・ほか
係長 生活支援員	土井 博貴	<ul style="list-style-type: none"> ・施設運営管理の統括に関すること ・会計管理、会計業務 ・サービス内容と実施にかかる管理、人材育成 ・利用者の生活支援・職業訓練指導・就労支援に関する業務の統括 ・関係諸機関との連絡調整 ・利用者の就労支援に関する業務 利用者の就労に関する関係機関との連絡調整 実習先の開拓、相談等 実習中の利用者状況の把握と連絡調整等 就労に関する相談

	土井博貴	<p>就労後の定着に向けた継続的な支援業務 就労に関する研修、打ち合わせ等への参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見学ならびに実習に関する業務 ・利用者の工賃に関する業務のとりまとめ ・苦情に関する業務 ・施設設備に関する業務 ・送迎に関する業務 ・補助金、契約に関する業務 ・生産物販売に関する業務 ・ほか
全体主任 生活支援員	佐々木 央	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の生活支援に関する業務ならびにとりまとめ ・利用者の生活支援に関する業務 ・施設、敷地内環境整備に関する業務 ・送迎車運行管理、調整に関する業務 ・送迎に関する業務 ・国民健康保険団体連合会への介護給付費等請求業務 ・地域生活支援事業（日中一時支援事業）に係る事務 ・石巻「食」の自立支援請求に関する業務 ・会計に関する業務 ・ITに関する業務 ・防火、防災に関する業務（防火管理者） ・補助金、契約に関する業務 ・利用者の工賃に関する業務 ・ほか
サービス部署主任 サービス管理責任者	阿部 麻美	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス内容と実施にかかる管理 ・利用者利用に係るアセスメント、個別支援計画の作成、モニタリングほかのとりまとめ ・利用者の生活支援・職業訓練指導・就労支援に関する業務の統括 ・関係諸機関との連絡調整 ・利用者の就労支援に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 利用者就労に関する関係機関との連絡調整 実習先の開拓、相談等 実習中の利用者状況の把握と連絡調整等 就労に関する相談 就労後の定着に向けた継続的な支援業務 就労に関する研修、打ち合わせ等への参加 ・見学ならびに実習に関する業務 ・利用者の工賃に関する業務のとりまとめ

	阿部 麻美	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情に関する業務 ・施設設備に関する業務 ・送迎に関する業務 ・会計に関する業務 ・補助金、契約に関する業務 ・人材育成に関する業務 ・国民健康保険団体連合会への介護給付費等請求業務 ・地域生活支援事業（日中一時支援事業）に係る事務 ・苦情に関する業務 ・利用予定日の確認・調整 ・ほか
看護主任 看護師	鹿野真由美	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の生活支援、看護に関する業務ならびにとりまとめ ・利用者及び職員の健康に関する業務 ・薬品の整理保管に関する業務 ・利用者、職員の健康に関する計画、周知、実施に関する業務 ・嘱託医・協力医療機関との連絡調整 ・災害、緊急医療対応 ・施設内感染予防、対策に関する業務 ・捕装具等に関する業務 ・送迎に関する業務 ・利用者の工賃に関する業務 ・ほか
生活支援員	阿部 修治	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の生活支援に関する業務 ・施設、敷地内環境整備に関するとりまとめ ・送迎に関する業務 ・利用者の工賃に関する業務 ・ほか
生活支援員	佐藤 かほる	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の生活支援に関する業務 ・手作り生産に関する業務ならびに関係業者との連絡調整 ・パンの販売に関する業務 ・パン工房設備の維持、保全、工房内の安全・衛生に関する業務 ・嗜好、残食等の調査 ・利用者の工賃に関する業務 ・施設内感染予防、対策に関する業務 ・ほか

生活支援員	伊藤 安彦	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の生活支援に関する業務 ・送迎に関する業務 ・利用者の工賃に関する業務 ・国民健康保険団体連合会への介護給付費等請求業務 ・利用予定日の確認、調整 ・施設、敷地内環境整備に関する業務 ・ほか
生活支援員	佐々木 宗子	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の生活支援に関する業務 ・厨房事業に係る業務ならびに業者との連絡調整 ・厨房設備の維持、保全、厨房の安全、衛生に関する業務 ・施設内感染予防、対策に関する業務 ・嗜好、残食等の調査 ・利用者の工賃に関する業務 ・消耗品在庫確認ならびに補充に関する業務 ・ほか
生活支援員	菅原 史恵	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の生活支援に関する業務 ・施設、敷地内環境整備に関する業務 ・送迎に関する業務 ・会計に関する業務 ・地域生活支援事業（日中一時支援事業）に係る事務 ・国民健康保険団体連合会への介護給付費等請求業務 ・利用予定日の確認・調整 ・ほか
職業指導員	伊藤 貴子	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の職業訓練指導に関する業務 ・職業訓練指導に係る機関との連絡調整 ・送迎に関する業務 ・施設、敷地内環境整備に関する業務 ・生産物に関する業務ならびに関係業者との連絡調整 ・パン工房設備の維持、保全、工房内の安全・衛生に関する業務 ・嗜好、残食等の調査 ・利用者の工賃に関する業務 ・ほか
目標工賃達成指導員	島本 洋輔	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の工賃に関する業務 ・生産物販売に関する業務 ・利用者の職業訓練指導に関する業務 ・施設、敷地内環境整備に関する業務 ・送迎に関する業務 ・ほか

生活支援員	石川 恵一	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の生活支援に関する業務 ・施設、敷地内環境整備に関する業務 ・送迎に関する業務 ・利用者の工賃に関する業務 ・生産物販売に関する業務 ・ほか
生活支援員	遠藤 洋徳	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の生活支援に関する業務 ・施設、敷地内環境整備に関する業務 ・送迎に関する業務 ・利用者の工賃に関する業務 ・生産物販売に関する業務 ・ほか
生活支援員	高橋ふさえ	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の生活支援に関する業務 ・施設、敷地内環境整備に関する業務 ・施設内感染予防、対策に関する業務 ・送迎に関する業務 ・利用者の工賃に関する業務 ・ほか
生活支援員	齋藤 香	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の生活支援に関する業務 ・施設、敷地内環境整備に関する業務 ・施設内感染予防、対策に関する業務 ・送迎に関する業務 ・利用者の工賃に関する業務 ・ほか
生活支援員	沖津 芳恵	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の生活支援に関する業務 ・施設、敷地内環境整備に関する業務 ・送迎に関する業務 ・利用者の工賃に関する業務 ・消耗品在庫確認ならびに補充に関する業務 ・ほか
生活支援員	四倉 恵津子	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の生活支援に関する業務 ・施設、敷地内環境整備に関する業務 ・施設内感染予防、対策に関する業務 ・利用者の工賃に関する業務 ・パン、弁当の販売に関する業務 ・ほか
非常勤医師	宮崎 裕	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に医療措置が必要になった際の対応
機能訓練指導員 理学療法士(嘱託)	氏家 鈴江	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の日常生活を営むのに必要な機能を改善し、その減退を防止するための訓練

8. 事業の種類及び作業内容

事業名	定員	サービスの内容及び対象者
生活介護	14名	<p>障害者支援施設等において、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。</p> <p>【対象者】 地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる者</p> <p>(1) 障害支援区分が区分3（障害者支援施設に入所する場合は区分4）以上である者 (2) 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設に入所する場合は区分3）以上である者 (3) 生活介護と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する者であって、障害支援区分が区分4（50歳以上の者は区分3）より低い者で、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案を作成する手続きを経た上で、市町村により利用の組み合わせの必要性が認められた者</p>
自立訓練（生活訓練）	6名	<p>障害者につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所に通い、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問することによって、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。</p> <p>【対象者】 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者。具体的には次のような例が挙げられます。</p> <p>(1) 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 (2) 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 等</p>

<p>就労移行支援</p>	<p>6名 (平成28年5月から休止)</p>	<p>就労を希望する障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。</p> <p>【対象者】①就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な者 ②あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望するもの</p> <p>※ただし、65歳以上の者については、65歳に達する前5年間(入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。)引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた者に限り対象とする。</p>
<p>就労継続支援B型</p>	<p>20名</p>	<p>通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、通常の事業所に雇用されていた障害者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。</p> <p>【対象者】 就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者。具体的には次のような例が挙げられます。</p> <p>① 就労経験がある方であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった方 ② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ③ ①、②のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者 ④ 障害者支援施設に入所する方については、指定特定相談支</p>

		援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市区町村により利用の組み合わせの必要性が認められた者
日中一時支援	5名	<p>障害者等の日中における活動を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。</p> <p>日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練その他市町村が認めた事業を行う。</p>

9. 各委員会活動計画

委員会名	担当者	業務内容
防災対策委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 萬代 美保 (防火権原者) ☆ 佐々木 央 (防火管理者) ・ 阿部 修治 ・ 遠藤 洋徳 ・ 伊藤 安彦 ・ 石川 恵一 	<ol style="list-style-type: none"> ① 防災計画の立案及び作成 ② 管轄消防機関との連絡調整 ③ 消防設備業者との連絡調整 ④ 消防用設備の点検 ⑤ 業務完了時の防災点検（別紙点検表のとおり） ⑥ 避難訓練の企画立案 ⑦ 消防計画及び避難マニュアルの周知徹底 ⑧ 災害時には利用者に関わる情報を家族に伝えるとともに諸機関からの必要な情報を収集する。 ⑨ 災害発生時における関係機関ならびに利用者の避難場所等との連絡、調整
衛生委員会	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 鹿野 真由美 ・ 佐々木 宗子 ・ 佐藤 かほる ・ 齋藤 香 ・ 四倉 恵津子 ・ 高橋 ふさえ 	<p>（1）衛生委員会の業務</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 利用者の危険・健康障害を防止するための措置 ② 業務安全のための教育 ③ 健康診断の実施、その他健康の保持促進のための措置 ④ 施設内感染の予防（ノロウイルス及びインフルエンザ等の蔓延防止策の検討、対応） <p>（2）担当者の行う業務内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 健康に異常のある者の発見と適切な処置 ② 作業環境の衛生に関すること ③ 作業条件、施設等の衛生上の改善、対応 ④ 労働衛生保護具、緊急用の用具などの点検および整備 ⑤ 衛生教育、健康診断、その他労働者の健康保持に必要な事項 ⑥ 利用者の健康に関する統計の作成 ⑦ 記録の整備

		<p>⑧健康診断実施機関との連絡調整</p> <p>⑨環境整備</p>
<p>苦情処理・リスクマネジメント委員会</p>	<p>(苦情解決責任者)</p> <p>・ 萬代 美保</p> <p>(苦情受付窓口・担当者)</p> <p>☆土井 博貴</p> <p>・ 阿部 麻美</p>	<p>(1) 苦情処理対策委員会の業務</p> <p>障害者自立支援サービスや介護保険サービス又は保険外の福祉サービスの利用者及び家族、地域住民からの苦情に適切に対応し、各種サービスの利用者等の満足度を高め、利用者個人の権利を擁護するとともに、利用者等が各種サービスを適切に利用できるように支援し、苦情の解決に当たっては、客観的なルールにより円滑・円満に解決するため、第三者委員及び関係機関と協議しながら解決することを業務とする。</p> <p>(2) 委員会が業務の対象とする苦情の範囲</p> <p>①特定の利用者等からの各種サービス及び販売商品に関する苦情</p> <p>②各種サービスにかかる処遇の内容についての苦情</p> <p>③各種サービスの利用契約、業務委託契約の締結、履行に関する苦情</p> <p>④不特定の利用者などから受ける各種サービスに関する申し立て。</p> <p>(3) 苦情申し立ての受入体制</p> <p>①直接口頭によるもの</p> <p>②書面、電話、投書箱、郵送、代理人などあらゆる申し立てに誠意をもって応じ、申し立ての便宜を図るため窓口に書面(苦情受付記録簿)や投書箱を用意する。</p>
<p>サービス向上委員会</p>	<p>☆阿部 麻美</p> <p>・ 土井 博貴</p> <p>・ 沖津 芳恵</p> <p>・ 伊藤 安彦</p> <p>・ 佐々木 宗子</p> <p>・ 佐藤 かほる</p>	<p>① 利用者のサービス向上の検討</p> <p>②個別ニーズに応じた支援計画の作成</p> <p>③サービス提供上の諸問題を検討</p> <p>④日常の活動状況を把握し、利用者が意欲をもってサービスを受容できるよう動機づけ</p> <p>⑤利用者各々の適正に応じた業務内容の構築</p> <p>⑥利用者の嗜好に応じた献立の作成</p> <p>⑦行事食や季節に応じた献立の作成</p>
<p>行事委員会 (感謝祭実行委員)</p>	<p>☆阿部 修治</p> <p>・ 遠藤 洋徳</p> <p>・ 沖津 芳恵</p> <p>・ 土井 博貴</p> <p>・ 齋藤 香</p> <p>・ 伊藤 貴子</p> <p>・ 石川 恵一</p>	<p>利用者の希望を取り入れながら、多様な行事を企画立案し、施設の生活をより豊かにしていく計画を作成することを目的とする。</p> <p>① 年間行事計画の作成、執行</p> <p>※H31 年度は感謝祭を行います。</p>

<p>広報委員会</p>	<p>☆菅原 史恵 ・島本 洋輔 ・佐々木 央 ・伊藤 貴子 ・四倉 恵津子 ・齋藤 香</p>	<p>ご家族や地域の皆様、関係諸機関へ施設での活動の様子や施設の特色を感じていただけるよう工夫する。</p> <p>① ご家族様へ施設での生活の様子を一目で感じて頂ける工夫 ② 各種行事の案内文の作成及び活動、ボランティア活動等に対する広報活動 ③ 施設で行われる各種行事や訪問等の広報ならびに写真の撮影 ④ 生產品に係る宣伝、広告の作成 ⑤ 生產品の販売ルートの維持・構築 ⑥ ホームページの更新</p>
<p>身体拘束 廃止委員会</p>	<p>☆阿部 麻美 ・全職員</p>	<p>施設において「緊急やむを得ない場合」以外の身体拘束が行われないう。定期的な研修及び検討会を開催する。また、「緊急やむを得ない場合」に該当する場合であっても必ずカンファレンスを実施し利用者及び家族に対して説明及び同意を得るとともに、経過観察・再検討を所定の様式を用いて毎月行うこととする。</p>

※ “☆” 印は、委員会の委員長とする。

10. 生活介護事業計画

【現状】

およそ9割の稼働がある状況である。

活動の内容としては、理学療法士の助言を受け、個別運動を取り入れながら一人ひとりの身体状況に適したサービスを提供している。個別運動の他にも、レクリエーションや季節ごとの創作活動の実施、また、利用者のニーズや課題に沿って、各作業の職員と連携し作業を提供している。日々、利用者と職員間とで活動や作業内容を相談しながら、利用者のニーズ充足に目を向け、個別支援計画に伴った支援を行なっている。

温暖な時期には、野菜や植物の栽培を行なったり、散歩やハンドバイク等で体を動かしたりと戸外で活動を行なう機会も設けている。

地域との交流として、近隣の小学生や他事業所職員と交流する場がある。

・活動計画の内容について

- 理学療法士に現在の身体状況を見ていただき、指導や助言を頂きながらマッサージやストレッチ、歩行器や平行棒を使用しての歩行運動等を実施する。
(個人の身体状況や運動内容の記録と管理)
- ペグ・ビー玉・将棋の駒等を利用しての指先の運動、創作活動や手あそびを通しての手の運動の実施。
- 昼食前の口腔体操の実施
- 施設内での運動や活動
(キャッチボール・宝探し・卓球・ボウリング・釣りゲーム等の体を動かす運動)
- 季節ごとの施設内装飾物、施設内イベントで使用する小物の作成
- 書道展へ向けた作品制作と出展
- プランターでの野菜の栽培。(収穫したものを昼食で提供)
- 植物の定植と、管理しながらの施設内の環境美化活動
- 近隣の小学生や他事業所職員との地域交流
- 施設内でのパンや野菜販売がある際の金銭のやり取りの支援
- PCを使用して、パンや給食で使用するラベル・給食の材料表等の作成作業
- 活動の内容を日誌に記録し、文章と文字の訓練
- トイレで使用している物品の補充
- レクリエーションなどで使用している物品・施設内備品の拭き方
- ハンドバイク体験会の企画と実施

【課題】

- 支援者の気づきの視点を大切に、利用者理解を深めながら、一人ひとりのニーズに合わせた丁寧かつ根拠あるサービス提供が必要である。
- 日中の活動を安定して行なうと共に、様々なことにチャレンジする機会も確保できるように、日々の問題提起や課題検討が必要である。
- 職員一人一人のスキルアップを図り、各々の得意や強みを活かしながら利用者の支援体制を強化する必要がある。併せて職員間の連携と情報共有を効率よく行い、サービスの質の向上に努める。

【目標の確保】

- ☆ 各々の利用者・職員の体調や衛生面の管理をしながら感染症等の防止に努める。
- ☆ 支援計画に基づいた根拠あるサービス提供を行いながら、利用者の日中活動の充実とニーズ充足を図る。継続した支援を行いながら生活の質の向上につなげる。
- ☆ 定期的なフロアミーティングや活動記録の見直しを通して、効率のよい情報共有体制の検討や課題提起と検討を行う。
- ☆ 内部研修等を通して、職員の知識・活動スキルアップを確実にいき、実践的なサービスの向上を図る。
- ☆ 利用者それぞれに必要な運動をしっかりと行いながら、IADL・ADLの維持と向上を軸とし、野菜作り・季節ごとの装飾やイベントに使用する小物作り・グループワーク・レクリエーション・地域交流の場の提供等、達成感や楽しみを感じながら通所できるような支援を行なっていく。
- ☆ 支援者の気づきの視点を大切にしながら多面的に利用者支援を考えると同時に、関係機関との連携も今まで以上に意識していく。

1.1. 自立訓練事業計画

【現状】

主に施設内外の清掃作業、農作業を行い、利用者個々の特性に合わせた作業を提供している。作業精度も大切であるが、挨拶や報告、相談などの基本的な部分と、どのような作業でもチャレンジし、分からないことは確認し、工夫もしながら段階的に経験を積むことを大切にして支援している。職員との関わりに留まらず、利用者間でも声を掛け合う場を作り「話す」「伝える」ことに対する意識付けと、施設内での作業を通しての経験に加え、職場見学や野菜の納品などを通じた対人スキルの向上についても少しずつ支援を展開している。

【課題】

- ① 作業のマンネリ化により、こなすことだけに集中しやすい。
- ② 目標や就労への意向と、本人の現状の相違が大きい。
- ③ 個別作業が主になることが多いため、利用者間での連携や関わりが希薄になりやすい。

【目標の確保】

- ① 個別支援計画をもとに本人の目標や能力に合わせ、作業の中で加えていけることや、効率的な方法などを考えながら作業にあたるように支援する。
- ② 清掃作業や農作業、職場見学や納品作業などを通して、様々な作業に挑戦し経験を積みながら、仕事をする楽しさや達成感も感じながら取り組めるように、本人の目標と一緒に確認しながら支援をしていく。その中で、社会的マナーである身だしなみや挨拶、報告、連絡、相談などの対人スキルを身につけ、就労や社会参加へのモチベーションを維持、向上できるように支援していく。
- ③ 職員、利用者同士など、共同で行う作業も模索し取り入れていく。

12. 作業種別毎の計画

(1) パン事業

【現状】

月に10回程、近隣の施設や学校や企業等に外部販売に出掛け、その他、個別にも注文を頂き製造している。また、季節毎の限定商品を取り入れ、季節限定商品の販売も期間を設けて行なっている。

さらに、月2回の昼食へのパン、デザートを提供を継続して行なっている。その中でデザート作りの工程では計量や盛付け等、調理がより楽しくなる作業、洗い物等の片付けの作業もとり入れ、家庭でも役割が持てるような支援を行なっている。

また、身だしなみや時間を意識した行動が出来るような訓練、作業中の互いの声掛け等、社会的マナーに対しても身に付けられるよう個別支援計画に基づいた個々の支援を行ない、一人ひとりの特性に合わせた作業における技術向上を図っている。

【課題】

- ① 外販先(販路)の確保(工賃等へ還元できるような一定の収益を上げる)
- ② 収益、売り上げの維持
- ③ 季節商品の販売に向けた更なる商品検討・製造
- ④ 利用者様がより多く、製造工程に参加出来るような時間配分、作業の細分化

【目標の確保】

- ① ご利用者様と一緒に、近隣の施設へ外部販売を行ない、“自分たちが製造したものが金銭に替わる・販売する”という感覚を、よりしっかり意識してもらう為、障がいの特性に合わせたサポートをし、全員での関わりが持てるよう検討する。
- ② 固定販売先を確保し、工賃等へ還元できるような一定の収益を上げ、前年度に引き続き維持できる工夫。
- ③ 販売するお客様への商品の説明、コミュニケーションのとり方などをスムーズに行なえるよう、日頃から挨拶や報告等言葉遣いに気を付けてやり取りを行なう。仕事をする楽しさを感じながら、自分に自信を持ってもらえるような支援に繋がっていきたい。同時に、対人スキルの向上についても少しずつ支援の場を設けていく。

	平成30年度売上見込み	平成31年度売上目標
内部販売 (パン給食)	240,000円	280,000円
外部販売	2,000,000円	2,000,000円

(2) F & C(ファーム&クリーン)事業

■公園管理（登米市受託・登米市公園3箇所）

【現 状】

- ・ 利用者一人ひとりの個別支援計画やそれぞれの取り組んでいる目標を念頭に利用者自身の“気づき”、“発見”を重要視している。
- ・ 利用者自身が「意識して考え、行動する」ことを目的とし、また作業を通して楽しさや達成感、喜びを感じながら取り組めるよう環境も整え、支援している。
- ・ 施設外就労として公園管理作業に携わり、就労の為の基本的スキルを学び、施設外の方と関わる機会を確保する事で、身だしなみや社会的マナーにも気を付けて行動できるよう支援している。

【課 題】

- ① 様々な作業用具を取り扱うため本来の正しい使用方法が理解できていない事も考えられるため、事故やケガへの安全面への配慮が必要。
- ② 屋外作業が主であるため、天候や気候の変化により、体調面への不調も起こりえる可能性があるため、体調面への配慮が必要。
- ③ 作業の内容が幅広く、お天気相手の作業であるため、作業日当日に作業内容が急に変わることも多く、天候や環境に応じた作業内容の変化への理解が難しい方も存在する。

【目標の確保】

- ① 利用者の特性を踏まえ、利用者個々に取り扱い可能と思われる作業用具の活用を図り、作業開始前に取り扱い方法や注意点を説明し、見本を示し理解を深め、事故、けがが無いよう事前の準備を的確に行う。
- ② 屋外作業が天候により難しい場合は、作業時間の変更、日程の見直しも視野に入れ、また利用者個々の水分補給や衣類の調整をこまめに行う。
- ③ 作業変更の際は、利用者が理解しやすい言葉や、丁寧な説明を行い、理解して頂けるような工夫と対応を図る。

平成30年度は4公園の管理を実施したが、平成31年度はイチゴ栽培面積を広めること、野菜での収益拡大を見込むため、登米市小公園の公園管理事業を削減する方向で進める。

但し、仲の松、下屋浦、豊里駅前公園の管理は、引き続き行い、登米市へは平成30年度の最低賃金引き上げに伴い、作業単価を引き上げて頂けないか市に対し交渉を試みる。

	平成30年度 委託金額	平成31年度 委託見込み金額	増減
公園管理事業	496,743	460,000	▲36,743

■イチゴ生産

【現 状】

- ・ イチゴ栽培における植え付けの準備から手入れ、収穫、納品準備に至るまでを皆で協力し、助け合いながら行うことで、相互の仲間意識やコミュニケーション能力の向上、人の気持ちを考える場面の提供等により、相互の信頼関係も一層深まった。
- ・ 目的・目標を確認することで、しっかりとした関わりが行えるようになり、また利用者の能力に応じた作業提供を行うことで、達成感や自信につながっている。
- ・ イチゴ栽培においては、夏場の高温に伴うイチゴへの生育面に対する影響、また栽培における管理、知識不足の要因から収穫量を大幅に下回り、収益も未達に終わっている。

【課 題】

- ① イチゴ栽培における抜本的な見直しを図り、栽培技術の向上と管理手法の確立が急務
- ② イチゴ栽培に携わる作業者の増員と育成
- ③ 収穫量と収益率の向上

【目標の確保】

- ① 石巻農業改良普及センター、イチゴ栽培に関わる関係機関、イチゴ栽培農家の協力を得て、栽培に携わる職員の研修・情報の共有、栽培ノウハウに関する知識習得と栽培環境のこまめな調整を綿密に行う。
- ② イチゴは大変デリケートな植物であり、こまめな栽培管理が必要となるため、イチゴ栽培に関わる職員を増員し、実務レベルですぐに対応できる職員を育成する。
- ③ 平成31年度は、作付株数を現状の1400株から2400株へ1.5倍に増やすことによる収穫量の増加と合わせ、更なる販路確保・拡大、売価交渉を積極的に取り組み、収益率の向上を図る。

◇いちご生産・売上見込み

	作付数 (株)	収穫量(g) /1株	収穫総重量 (kg)	販売単価 (円) /kg	売上目標 金額(円)
いちご	2,400	400	960	約2,800	約2,500,000

■畑・ハウス

【現 状】

- ・ 利用者と共に野菜栽培に取り組み、播種から収穫、製品づくり、出荷準備、納品書記入、納品、接客、集金と様々な事に取り組み、それぞれの能力に応じて協力して行えるよう支援している。
- ・ 利用者への注力支援としては、特別養護老人ホーム等への納品やイトーヨーカドーでの店頭販売を通し、納品書へのサインの頂き方、取引先との受け答え訓練、身だしなみを整える訓練、名刺交換訓練、物流現場の見学、集金行為の訓練、納品後の報告訓練等、接客方法、金銭の受け渡しなど就労に向けての実務的な訓練を行っている。その他利用者相互が得意不得意を理解した上で作業分担やローテーションを行い、皆で一つの作業を成し遂げる雰囲気作りに配慮している。
- ・ 野菜栽培においては、品質の良い野菜の栽培に成功し、取引先関係者の方からも高い評価を頂いているが、収穫においては複数の野菜の収穫時期が重なったことによる収穫の遅や販路が決まらずにいた為、野菜に劣化が生じることもあり、販売に結び付かなかったケースも存在した。

【課 題】

- ① F & Cの利用者数が現在20名を超えている。利用者の特性、能力を知り、それぞれに適した作業提供が求められる。また就労に向けての支援の必要がある利用者の特性に合った個別の作業提供と得意を見つけ出すために様々な作業に取り組むことが出来る様、作業の事前計画を職員間でしっかりと組立て、綿密な連携を取りながら進めていかなければならない。
- ② 生産性の向上における収穫量のアップ
- ③ 経費コストの削減

【目標の確保】

- ① 利用者個々の能力を把握し、利用者一人ひとりに適した作業提供や、環境や道具の工夫を行い、利用者の得意を伸ばす支援を目指す。更に、より高度な作業訓練を実施するため、就労に対する意欲向上を目指した職員間での計画的な打ち合わせと情報共有を図り、連携を綿密に取っていく事とする。
- ② 生産性の向上も視野に入れながら利用者に適した作業提供を行っていく。また主要な野菜の安定した生産を目指すにあたり、野菜の収穫時期が重ならない様、野菜の品種などを調査し、播種を行い、収穫時期の遅れなどが発生しない様考慮し、新鮮な野菜を収穫し販売に結び付ける。
- ③ ハウス、並びに施設周辺の畑を計画的に最大限活用し、使用物品の再利用等、また作業用具、備品の手入れを欠かさず実施する。

◇H31 年度・野菜の生産売上見込み

販売先	売上見込み
登米市学校給食センター向け（南部・北部）	500,000
イトーヨーカドー向け	360,000
厨房・利用者様他	180,000
合計（売上目標金額）	1,040,000

- ・ 現在、登米市学校給食センター向けのねぎの需要が伸びてきており、平成 30 年度の作付面積では納品量に不足が生じるため、平成 31 年度はじゃがいもの作付面積を減らす分、ねぎの作付面積を拡大し、登米市学校給食センターへ5ヶ月に渡り、最大限供給できるようにする。イトーヨーカドー向けは平成 30 年度同様に販売を継続し、多種多様な野菜を用意し、収益を見込む。また、チラシ等による宣伝を適時行い、販売増を見込む。

上記の目標金額を達成するために平成 30 年度の課題を一つひとつ克服し、着実に計画に沿って、目標達成のため職員の力を結集し、常に情報を共有し必要都度話し合いを設け、平成 31 年度 F & Cの売上目標総額 400万円を目指す。

◆F & C売上目標 内訳(外部)

項目	売上目標 (円)	備考
イチゴ	2,500,000	
野菜(ねぎ、にんにく、こまつ菜 ほうれん草、サニーレタス、じゃがいも他)	1,040,000	ねぎ(学校給食センター)向け 販売目標見込み 300kg x 5ヶ月 x 400円/kg
公園管理	460,000	
合計	4,000,000	

(3) 厨房事業

【現状】

午前の作業は、60食前後の通所されている利用者、職員への食事提供。

加えて、食の自立支援の在宅弁当作り、デイサービス、近隣からの注文への弁当提供を主に行っている。献立に応じて作業を細分化し、個々の特性や能力に応じて作業を進めている。午後の作業は使用した食器の洗浄、拭き方、片付けを行っている。また、パソコン作業として食材表づくり、レシピづくりも行なっている。個別支援計画に基づき、個々の支援を行っている。

＜現在の作業内容＞

- ・食数に応じてのトレー並べ、おしぼりセット
- ・食器の準備
- ・包丁を使用しての材料の切り方
- ・調理
- ・米とぎ
- ・盛り付け
- ・野菜の下処理（皮むき等）
- ・食器の洗浄
- ・食器の拭き方、片付け
- ・弁当作り、ランチ作り
- ・パソコン作業（献立、食材表、レシピづくり）

【課題】

- ①個々の特性を理解し能力を向上できるように支援を行う。
- ②ひとつひとつの作業を丁寧に行えるように支援を行う。
- ③個々の意欲向上のための支援を行う。
- ④利用者様が安全に作業を行えるような環境を整える。
- ⑤作業時は声を掛け合いながら安全に作業が行えるように支援する。
- ⑥工賃等還元のための一定の収益の確保。
- ⑦衛生面の徹底。

【目標の確保】

- ①個々の特性を理解し、能力を向上できるような支援を行う。時間が限られているので効率よく作業が進むように特性を活かした作業の提供を行っていく。また苦手な作業へもチャレンジし、作業の幅が広がるよう努める。
- ②ひとつひとつの作業を丁寧に行うこと、個々の意欲を向上するため声掛けの工夫を行い支援する。
- ③作業時は、狭い場所や他者の後ろを通る際は、自ら声掛けを行い、安全に気を付けて作業を行えるように支援を行う。
- ④言葉づかい、挨拶、報告、連絡など就労にむけて、社会的マナーを身につけられるような支援を行う。
- ⑤デイサービスの他、近隣への弁当販売等を行い、一定の収益を確保していく。
- ⑥衛生面の強化をし、食中毒予防に努め、衛生的な環境で作業が出来るように努める。

販路：ラボラーランチ、弁当販売、生きがいDS 弁当、食の自立支援事業

H30 分年度売上（見込み）	2,000,000 円
H31 年度売上目標	2,200,000 円

1 3. 就労支援計画

【現状】

就労移行支援事業は、前年度に引き続き現在休止中である。

H30 年度は、就労継続支援B型利用者1名がイオン系列のスーパーマーケットに就職し、その後の定着の支援を適宜行っている。H30 年度は就職者を2名輩出する目標を掲げていたが、目標達成には至らなかった。しかしながら、H31 年度において就職の見込みがあるものが現時点で1名いる。

その他の取り組みとしては、ハローワークから求人票を取り寄せ、A型事業所や障害者求人を施設内に掲示している。また、利用者とともに企業の見学も行っている。その甲斐もあり、利用者や家族の就労に対するモチベーションの向上が少しずつ見られてきている。

【課題】

- ① 利用者及び家族の就労に対してのモチベーションの向上。
- ② ハローワークにあがってこない求人情報の収集と把握。
- ③ 地域企業とのつながりが少なく、認知されていない。その為、施設周辺企業での実習や就職につながっていない。

【目標の確保】

- ① 利用者及びその家族の就労に向けてのモチベーションを上げるために施設外就労の継続、イトーヨーカドーでの物販活動の継続。併せて、利用者に対して積極的な企業見学をサービス種別に関係なく提供していく。
- ② ハローワーク、就業生活支援センターとの連携、地域企業とのつながりの構築、積

極的な企業見学や実習の実施。

1 4.日中一時支援事業計画

【現状】

利用登録者は 12 名。

急な予定変更や体調不良などで定員に満たない場合でも、事前の声掛け、確認、当日の利用者への連絡調整で、可能な限り定員の 5 名を満たすことを目指している。利用予定はあるが、不調から休みがちな利用者などに対しては電話などで体調を確認し、声掛け等を行うことによって、利用に繋げている。

利用者においては、それぞれの希望に応じた活動を提供している。

【課題】

上記のように利用定員 5 名に対し利用登録者が 12 名であることから、あらかじめ定員を満たした予定を組んでいる。定員を満たしていることで、支援学校の長期休み等に希望に応じた利用ができないことがある。

【目標の確保】

利用者それぞれの希望や特性にマッチした活動を提供し、充実感を得ていただけるような支援を行っていく。

日々の定員を確実に把握し、柔軟に対応しできる限り利用できるよう調整を図る。

1 5. 行事計画方針

利用者の方々に季節感を感じていただけるような行事等を企画し、日々の生活の活力となるように推進していくように努める。また平成 31 年度においても利用者様と一緒に企画から行事運営まで取り組む機会、家族等が参加できる機会も設ける。

※平成 31 年度は、日頃の互いへの感謝の気持ちを込め、ご利用者様、家族等を含めた食事会(感謝祭)を開催する。

16. 施設防災対策

【目的】

法人の防災体制の整備目的に基づき、安全な施設環境の整備と避難訓練の計画を行い、利用者及び職員の生命の安全と災害の予防へ努める。

(1) 年間避難訓練計画

月	種類	訓練想定
6月	総合防災訓練	厨房火災からの避難、通報、誘導訓練
6月	消火訓練	水消火器を使用しての消火訓練
7月	洪水・大雨避難訓練	乗車避難訓練
9月	原子力災害訓練	屋内退避訓練

※ 6月の総合防災訓練については、消防署立会の訓練とする。

※ 東日本大震災での経験を教訓とし地震による火災の想定を訓練へ取り入れ計画する。

※ その他、必要な訓練については事業所訓練とし、別に計画する。

(2) 施設の安全管理

- ・利用者が施設で安心して過ごせるよう建物の区域ごとに責任者を配置し施設設備、器具機械の点検を励行し、危険箇所の確認をする。

ラボラーレ火器取締責任者一覧表

点検区域	火器取締責任者	
	正	副
事務作業室	萬代 美保	土井 博貴
厨房	佐々木 宗子	佐藤 かほる
パン工房		
休憩室	鹿野 真由美	四倉 恵津子
作業室(自販機)		
ホール	阿部 修治	阿部 麻美
トイレ	佐々木 央	伊藤 安彦
洗濯室	伊藤 安彦	石川 恵一
男性更衣室		
女性更衣室(利用者様)	菅原 史恵	伊藤 貴子
女性更衣室(職員)		
選果室	遠藤 洋徳	島本 洋輔
農業		
イチゴハウス		
喫煙所		

(3) ラポラーレ(桃生)自衛消防隊編成表

・火災、地震時、原子力災害時の担当者を配置し、迅速な対応が図れるようにする。

隊長(防火権原者) 萬代 美保			
副隊長(防火管理者) 佐々木 央			
班名	隊員		任務内容
通報連絡	班長	○土井 博貴 ○遠藤 洋徳	1 消防署への通報及び通報確認 2 施設内通報 3 職員及び地域協力員に通報 4 隊員への命令伝達及び情報収集 5 通報完了後は避難誘導へ
消火	班長	○石川 恵一 ○佐々木 宗子 ○阿部 修治 ○齋藤 香 ○高橋 心さえ	1 消火活動 2 消防署員の誘導
避難誘導	班長	○伊藤 安彦 ○島本 洋輔 ○沖津 芳恵	1 非常口の開放 2 避難障害物の排除 3 避難誘導及び移送 4 残留者の検索
救護	班長	○鹿野 真由美 ○伊藤 貴子 ○四倉 恵津子	1 救護所の設置 2 負傷者の救護 3 緊急収容先の確保
非常持出	班長	○阿部 麻美 ○佐藤 かほる ○菅原 史恵	1 重要書類・重要物品の持出し 2 搬出物品の保管監視 (避難誘導完了後は全隊員で)

(4) ラポラーレ(桃生)自衛水防隊編成表

・洪水、大雨時の担当者を配置し、迅速な対応が図れるようにする。

隊長(防火権原者) 萬代 美保			
副隊長(係長) 土井 博貴			
班名	隊員		任務内容
情報伝達	班長	○佐々木 央 ○阿部 修治 ○遠藤 洋徳	1 施設内通報 2 職員及び地域協力員に通報 3 隊員への命令伝達及び情報収集 4 通報完了後は避難誘導へ
避難誘導	班長	○島本 洋輔 ○佐藤 かほる ○佐々木 宗子 ○齋藤 香 ○高橋 ふうさえ ○石川 恵一 ○沖津 芳恵 ○伊藤 貴子	1 非常口の開放 2 避難障害物の排除 3 避難誘導及び移送 4 残留者の検索
救護	班長	○鹿野 真由美 ○四倉 恵津子	1 救護所の設置 2 負傷者の救護 3 緊急収容先の確保
非常持出	班長	○阿部 麻美 ○伊藤 安彦 ○菅原 史恵	1 重要書類・重要物品の持出し 2 搬出物品の保管監視 (避難誘導完了後は全隊員で)

17. 職員の資質向上のための研修計画

社会福祉施設における役割には大きな期待が寄せられている。それに応える職員の資質向上と変化の激しい福祉施設のニーズの多様化に対応するため各種研修会へ積極的に参加し、職員間の連携と共通認識をより深めるため内部研修も開催していきたい。

(1) 外部研修

研修名	研修内容
宮城県サービス管理責任者研修	サービス管理について
スキルアップセミナー研修	障害特性に関する支援知識・技術のスキルアップ
宮城県新任職員研修	対人援助について ほか
相談支援従事者研修	相談業務について
障害者就労支援会議	石巻地域就労支援について
施設視察研修	関連施設の把握、関係機関との連携の強化
防火管理者講習会	防火知識を向上させることで施設サービスの安心を構築

※他、宮城県社会福祉協議会主催等の各種研修への参加を実施していく。

(2) 内部研修

研修名	研修内容
就労支援研修	適切な職業選択や就職の為の相談援助技術の習得 基本的な労働習慣の体得など就業準備の為の支援の方法 実際の職場における支援方法
対人援助基本技術研修	対人援助の基本的技術について
障害者虐待防止研修	虐待防止の具体的事例等について
サービス向上研修	個別の案件についてのサービスの向上の共有を図る
身体拘束廃止研修	身体拘束防止について
KYT トレーニング研修	危険予知について
障害者関連法研修	法制度に関する研修及び、事例研修
権利擁護研修	障害者の権利擁護について
衛生管理研修	食品、感染に関する衛生管理について
事例検討会	検討事例等の考え方等の習得のための研修

18. 地域における公益的取り組み

社会福祉法の改正に伴い、法人事業計画へ記載されているとおり、法第24条第2項へ準拠した取り組みを実施するとともに、事業所が所在する地域の現況へ応じた取り組みを企画して参ります。

事業名	内 容
ランチ・交流の場の提供	独居高齢者世帯の方を対象に、栄養バランスの摂れた食事を低価格で味わっていただきながら、外出と交流の機会を提供する。
地域講師派遣	地域のからの依頼に応じ、講師派遣する。